

協議事項(2) 印西市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1. 主旨

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃については、道路運送法第9条第5項の規定により、公聴会の開催等を通じて住民等の意見を聞く措置を取るとともに、道路運送法第9条第4項において規定された者を構成員とする協議会において協議を経て届出を行うことが規定されたことにより、所要の改正を行うもの

資料内容

- ・印西市地域公共交通会議設置要綱（現行）
- ・印西市地域公共交通会議設置要綱（平成25年告示第127号）の一部を改正する告示の制定について
- ・運賃協議分科会の設置について

印西市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づく地域公共交通会議として、印西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、本市における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するために必要な次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (4) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は利用者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表
- (5) 市長又はその指名する者
- (6) 千葉県職員
- (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 千葉県印西警察署長又はその指名する者
- (9) 鉄道事業者
- (10) 道路管理者又はその指名する者
- (11) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (12) 地域公共交通にかかる学識経験を有する者
- (13) その他市長が交通会議の運営上必要と認めた者

(会長)

第4条 会長は、前条第2項に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第5条 副会長は、第3条第2項に規定する委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があつたときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

4 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに代理人の出席に関する届出を行うことにより、当該代理人を交通会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ、交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画財政部交通政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年8月1日から施行する。

印西市地域公共交通会議設置要綱（平成25年告示第127号）の一部を改正する告示の制定について

1 改正の要旨

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃については、道路運送法第9条第5項の規定により、公聴会の開催等を通じて住民等の意見を聞く措置を取るとともに、道路運送法第9条第4項において規定された者を構成員とする協議会において協議を経て届出を行うことが規定されたことにより、所要の改正を行うもの

2 改正の理由

道路運送法及び道路運送法施行規則の改正によるもの

3 施行期日

公示の日から施行する

4 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、本市における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現に必要な事項を協議するため、印西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</u></p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>以下 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、公示の日から施行する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（昭和26年法律第183号）第6条第1項の規定に基づく協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づく地域公共交通会議として、印西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</u></p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、<u>本市における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するために必要な次に掲げる事項を協議するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>以下 (略)</p>

運賃協議分科会の設置について

令和5年10月1日から改正された道路運送法（以下「法」という。）が施行され、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の協議方法が変更となりました。（法第9条第4項、第5項）

1. 法改正前（～R5.9.30）

・地域公共交通会議で協議を整え、国土交通大臣に届出

(1) 道路運送法 第9条第4項【概要】

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、**運賃等について関係者間の協議が調ったときは**、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(2) 道路運送法施行規則第9条の2【概要】

法第9条第4項の**協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会**において協議が調っているときとする。

2. 法改正後（R5.10.1～）

・運賃協議会において協議を整え、国土交通大臣に届出。

・公聴会の開催等により市民等の意見を聞く

(1) 道路運送法第9条第4項【概要】

一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは**、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

一 市町村又は都道府県

二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者

三 地方運輸局長

四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(2) 道路運送法第9条第5項【概要】

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3. 法第9条第4項及び第5項への対応

(1) 道路運送法第9条第4項

印西市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定により、運賃協議分科会を設置し、道路運送法第9条第4項で規定する協議会を開催します。

「運賃協議分科会」の構成は地域公共交通会議委員から以下のとおりとする。

(1) 市

(2) 当該運行事業者

(3) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局

(4) 市民代表

(2) 道路運送法第9条第5項

運賃の協議を行う際には、広報いんざい、市ホームページ等にて事前に市民や利害関係者から意見を募集します。

※（参考）印西市地域公共交通会議設置要綱

第8条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ、交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。